経済産業省

資料４

電力・ガス取引監視等委員会からの建議を受けた対応について

２０２４年８月９日

資源エネルギー庁

Ⅰ．一般送配電事業者の中立性確保に向けた兼職規制の改正について

Ⅱ．特定小売供給約款料金に係る関係法令等の改正について

Ⅲ．電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について

Ⅰ．一般送配電事業者の中立性確保に向けた兼職規制の改正について

Ⅱ．特定小売供給約款料金に係る関係法令等の改正について

Ⅲ．電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について

一般送配電事業者の中立性確保に向けた兼職規制の改正について（建議）

- 令和５年６月16日に閣議決定された規制改革実施計画を受け、電力・ガス取引監視等委員会（以下「監視等委」という。）において、**先般の一般送配電事業者による非公開情報漏えい事案を踏まえ**、**小売電気事業者間の中立・公正な競争環境を確保**するため、**兼職規制**について必要な制度的対応等が検討された。
- これを踏まえ、電力の適正な取引の確保を図るため、経済産業大臣に対し、令和６年３月末に建議が行われたところ。

＜規制改革実施計画（令和５年6月16日閣議決定）の内容＞

✓ **事項名**

新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえた一般送配電事業者の中立化のための措置

✓ **規制改革の内容**

新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえ、一般送配電事業者の中立性を確保する観点から、経済産業省は、一般送配電事業者の役職員について、特定関係事業者との間での人事交流（出向・転籍等）の適切な在り方について検討する。

＜経済産業大臣に対する建議事項（令和６年３月28日）＞

1　法第22条の３第２項各号及び法第23条の２第１項各号において経済産業省令において定めるものとされている、一般送配電事業者の特定送配電等業務に従事する者との兼職が制限される特定関係事業者の小売電気事業、発電事業、又は特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者の要件として、施行規則において、電力小売営業業務、電力取引業務、電源開発計画策定業務の実施箇所において契約者情報を管理する地位にあるものを追加すること。

2　適正な電力取引についての指針において、上記１と同内容の規定を加えること。

（参考）関連条文

○電気事業法（昭和39年法律第170号）（抄）

（一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等）

第二十二条の三　一般送配電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者（一般送配電事業者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）、親会社（同条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において同じ。）若しくは当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等（同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に該当する小売電気事業者、発電事業者若しくは特定卸供給事業者又は当該小売電気事業者、発電事業者若しくは特定卸供給事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この款において同じ。）の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において「取締役等」という。）又は従業者を、一般送配電事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2　一般送配電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該一般送配電事業者が営む一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの（第二十三条の二第一項において「特定送配電等業務」という。）に従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一　小売電気事業者　小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二　発電事業者　発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三　特定卸供給事業者　特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

四　前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者　その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

（参考）関連条文

○電気事業法施行規則（平成７年通商産業省令第77号）（抄）

（特定送配電等業務）

第三十三条の五　法第二十二条の三第二項本文の電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　非公開情報を入手することができる業務

二　託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るもの

（重要な役割を担う従業者）

第三十三条の六　法第二十二条の三第二項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の**業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの**であることとする。

２　同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であって、発電事業の**業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの**であることとする。

３　同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であって、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

４　同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第三十三条の三に定める要件に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

（参考）関連条文

○電気事業法（昭和39年法律第170号）（抄）

（一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等）

第二十三条の二　次の各号に掲げる一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一　小売電気事業者　小売電気事業の業務の運営において**重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件**に該当するもの

二　発電事業者　発電事業の業務の運営において**重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件**に該当するもの

三　特定卸供給事業者　特定卸供給事業の業務の運営において**重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件**に該当するもの

四　第二十二条の三第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者　その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営において**重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件**に該当するもの

2　略

○電気事業法施行規則（平成７年通商産業省令第77号）（抄）

（重要な役割を担う従業者）

第三十三条の十三　法第二十三条の二第一項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の**業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。**

2　同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であって、発電事業の**業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの**であることとする。

3　同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であって、特定卸供給事業の**業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの**であることとする。

4　同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第三十三条の三に定める要件に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る**業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの**であることとする。

建議を踏まえた対応方針について

- 第64回の本小委員会等において、一般送配電事業者の非公開情報漏えい事案を受けて、**一般送配電事業者等の特定関係事業者※が非公開情報をその小売・発電・特定卸業務に利用することを、禁止行為の対象とする措置を講じる**こととされていたが、**令和６年４月１日付けで電気事業法施行規則の改正を施行**したところ。

  ※一般送配電事業者の子会社、親会社、若しくは当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等に該当する小売電気事業者等

- 本建議は、令和６年２月に行われた第94回制度設計専門会合で議論がなされ、上記の改正に加えて、**人事の面からも当該改正の実効性を担保**する観点で、**一般送配電事業者において非公開情報を入手可能な業務に従事する者が、特定関係事業者において組織的に業務利用を実施させ得る立場を兼職することについて、措置を講じる**趣旨のものである。

- 非公開情報漏洩事案を踏まえた厳格かつ実効的と考えられる取組の実施を担保していくことは重要であることから、監視等委の建議のとおり、**電気事業法施行規則及び適正な電力取引ガイドラインを改正することが適当であると考えられる**。

＜電気事業法施行規則の改正イメージ＞

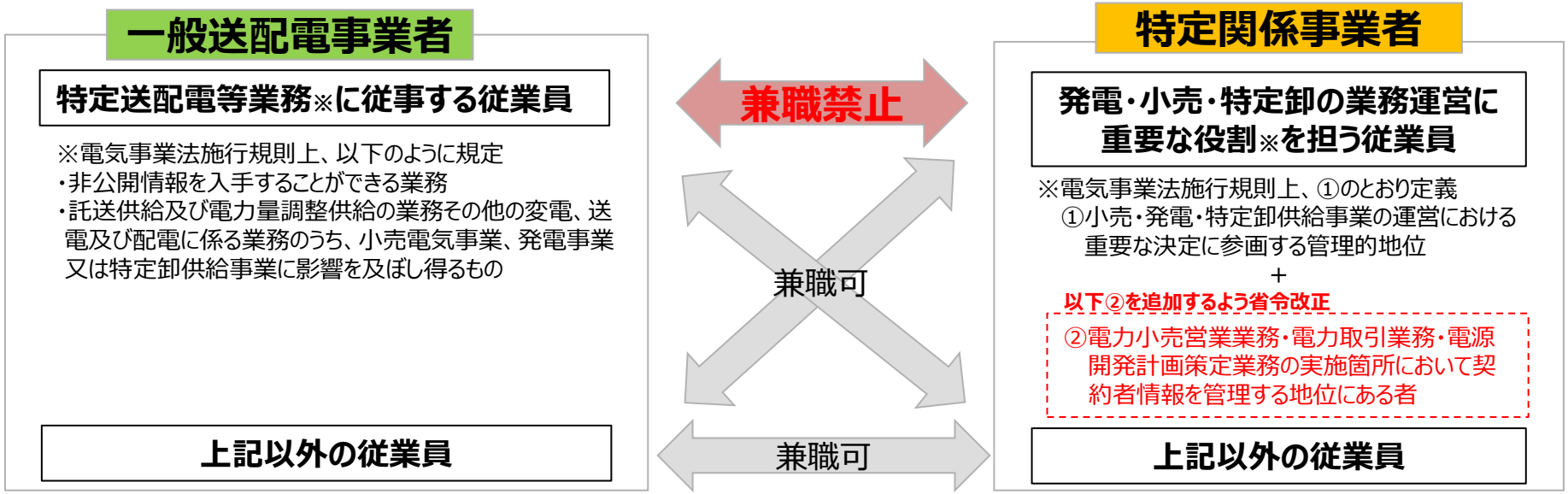

（参考）第94回制度設計専門会合における議論

第94回制度設計専門会合
（2024年2月29日）資料8より抜粋

現在の人事規制（兼職規制）について(1)
（一送の取締役・執行役及び従業者による役員等への兼職規制）

- 電気事業法では、**①一送の取締役・執行役が、その特定関係事業者の取締役・執行役その他業務を執行する役員（以下、「取締役等」という。）又は従業者に兼職する**ことと、**②一送の従業者が、その特定関係事業者の取締役等を兼職する**ことをそれぞれ制限している（電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合を除く）。【法第22条の3第1項】

- なお、前記の**競争環境を阻害するおそれがない場合**とは、電気事業法施行規則（以下「省令」という。）第33条の4において以下の内容の**いずれかに該当する場合**と定められている。

  - 一送において、**兼職を行う者が非公開情報を入手できないことを確保するための措置**及び**兼職者が**当該一送が営む託送供給及び電力量調整供給の業務等のうち、**小売・発電・特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている**場合

  - 一送の特定関係事業者において、**兼職者が小売・発電・特定卸供給事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じている**場合

（参考）第94回制度設計専門会合における議論

第94回制度設計専門会合
（2024年2月29日）資料8より抜粋

前記(1)の趣旨について

- 前記(1)の兼職規制は、**電気供給事業者間の適正な競争が阻害される事態を防止するため**に定められたものであり、以下のような趣旨と考えられる。

①② 一送の取締役等に関する兼職規制【法第22条の3第1項】

一般送配電事業者の取締役、執行役が**特定関係事業者の取締役、執行役その他業務を執行する役員**（以下「取締役等」という。）**又は従業者を兼ねる場合**や、一般送配電事業者の従業者が**特定関係事業者の取締役等を兼ねる場合、これらの者が特定関係事業者の利益を図ることにより、電気供給事業者の間の適正な競争関係が阻害される**おそれがある。例えば、一般送配電事業者の取締役が特定関係事業者である発電事業者の取締役を兼任している場合、**本来中立的な意思決定が求められる供給計画（送配電投資計画）の決定に関して、自らが取締役を務める発電事業者の発電投資計画を考慮しながら当該供給計画（送配電投資計画）の決定を行い、当該発電事業者を他者に比して競争上有利にする**おそれがある。このため、一般送配電事業者の取締役、執行役が特定関係事業者の取締役等又は従業者を兼ねてはないらないこととした。

（出典：2020年度版電気事業法の解説）

（参考）第94回制度設計専門会合における議論

第94回制度設計専門会合
（2024年2月29日）資料8より抜粋

現在の人事規制（兼職規制）について(2)
（従業者における特定送配電等業務と特定関係事業者業務との兼職制限）

- 前記(1)の兼職規制以外でも電気事業法では、**③一送が、特定関係事業者の業務の運営に重要な役割を担う従業者（※１）を、自身の特定送配電等業務に従事させる**ことと、**④特定関係事業者が、当該一送が営む特定送配電等業務の従業者を、自身の業務の運営に重要な役割を担う従業者（※１）として従事させる**ことを制限している（電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合（※２）を除く）。【法第22条の3第2項、法第23条の2第1項】

  ※1 **小売**電気事業者・**発電**事業者・**特定卸供給**事業者それぞれの従事者であって、これらの**事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの等。**

  ※2 競争環境を阻害するおそれがない場合については、規定の必要性がないため、現時点においては省令で定めていない。

- なお、**特定送配電等業務**とは、省令第33条の5において、**電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として、**以下の内容の**いずれかに該当する場合**と定められている。

  - **非公開情報を入手することができる業務**
  - 託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、**小売**電気事業、**発電**事業又は**特定卸供給**事業**に影響を及ぼし得るもの**（※）

  ※**適取GLでは**、系統運用に関する業務（**給電指令**等）、**送配電設備の停止計画・設備計画**等に関する業務、**託送供給契約に**関する業務（契約期間等の調整、代表者契約者制度の取扱いに関する調整等）、**発電**事業者・**小売**事業者等**からの申請や問合せ対応**業務等が示されている。

（参考）第94回制度設計専門会合における議論

第94回制度設計専門会合
（2024年2月29日）資料8より抜粋

現在の人事規制（兼職規制）について(2)
（従業者における特定送配電等業務と特定関係事業者業務との兼職制限）

- 前記(1)の兼職規制以外でも電気事業法では、**③一送が、特定関係事業者の業務の運営に重要な役割を担う従業者（※１）を、自身の特定送配電等業務に従事させる**ことと、**④特定関係事業者が、当該一送が営む特定送配電等業務の従業者を、自身の業務の運営に重要な役割を担う従業者（※１）として従事させる**ことを制限している（電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合（※２）を除く）。【法第22条の3第2項、法第23条の2第1項】

  ※1 **小売**電気事業者・**発電**事業者・**特定卸供給**事業者それぞれの従事者であって、これらの**事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの等。**

  ※2 競争環境を阻害するおそれがない場合については、規定の必要性がないため、現時点においては省令で定めていない。

- なお、**特定送配電等業務**とは、省令第33条の5において、**電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として、**以下の内容の**いずれかに該当する場合**と定められている。

  - **非公開情報を入手することができる業務**
  - 託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、**小売**電気事業、**発電**事業又は**特定卸供給**事業**に影響を及ぼし得るもの**（※）

  ※**適取GLでは**、系統運用に関する業務（**給電指令**等）、**送配電設備の停止計画・設備計画**等に関する業務、**託送供給契約に**関する業務（契約期間等の調整、代表者契約者制度の取扱いに関する調整等）、**発電**事業者・**小売**事業者等**からの申請や問合せ対応**業務等が示されている。

（参考）第94回制度設計専門会合における議論

第94回制度設計専門会合
（2024年2月29日）資料8より抜粋

前記(2)の趣旨について

- 前記(2)の兼職規制についても、**電気供給事業者間の適正な競争が阻害される事態を防止するため**に定められたものであり、以下のような趣旨と考えられる。

③ 特定関係事業者の従業者との兼業規制【法第22条の3第2項】

一般送配電事業者が、小売電気事業者等の行動に影響を与え得る**非公開情報を知り得る業務等の中立性の確保が特に必要な業務（特定送配電等業務）に、特定関係事業者たる小売電気事業者の営業業務を統括する責任者等の重要な役割を担う従業者を従事させた場合**、当該従業者が当該業務を通じて知り得た情報を自己の小売電気事業者の営業業務等に利用することで、**他者に比して競争上有利になるおそれがある。このような事態を防止する**ため、業務の性質上、一般送配電事業の運営において中立性を確保することが特に必要な業務に、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者等の重要な役割を担う従業者を従事させることを原則として禁止することとした。

④ 特定関係事業者が一送の従事者をその従事者として従事させることの制限【法第23条の2第1項】

一般送配電事業者の特定関係事業者が、**当該一般送配電事業者の特定送配電等業務に従事する従業者を、当該特定関係事業者の重要な役割を担う従業者として小売電気事業や発電事業等に従事させる場合、これらの者が、一般送配電事業者の従業者として得た情報を利用すること等により当該特定関係事業者の利益を図ることによって、電気供給事業者の間の適正な競争関係が阻害される**可能性がある。例えば、特定関係事業者である発電事業者が、**一般送配電事業者の供給計画（送配電投資計画）に関わる業務に従事している者を自身の発電投資計画に関わらせた場合、当該従業者が、自らが従事する一般送配電事業者の送配電投資計画を考慮し、他の発電事業者に比してより効率的な発電投資計画を策定することが可能になり、当該発電事業者が競争上有利になる**おそれがある。このため、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、当該特定関係事業者の業務運営上重要な役割を担う者として従事させることを禁止することとした。

（出典：2020年度版電気事業法の解説）

（参考）第94回制度設計専門会合における議論

第94回制度設計専門会合
（2024年2月29日）資料8より抜粋

現行の人事規制（兼職規制）について(3)

- 現行の兼職規制を一覧表に整理すると以下のとおり。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">特定関係事業者（グループ内の発電事業・小売事業・特定卸供給等）</th></tr>
<tr><th>取締役等</th><th>重要な役割を担う従業者</th><th>その他の従業者</th></tr>
<tr><td rowspan="3">一般送配電事業者</td><td>取締役等</td><td colspan="3">法第22条の３第1項前段で
一送の取締役等が兼職することを規制（原則禁止、例外（※）あり）</td></tr>
<tr><td>特定送配電等業務に従事する従業者</td><td rowspan="2">法第22条の３第1項後段で
一送の従業者が兼職することを規制
（原則禁止、例外（※）あり）</td><td>法第22条の３第２項及び
法第23条の2第1項
で兼職を規制</td><td>兼職規制なし</td></tr>
<tr><td>その他の従業者</td><td>兼職規制なし</td><td>兼職規制なし</td></tr>
</table>

※電気供給事業者の間の**適正な競争関係を阻害するおそれがない場合**として経済産業省令で定める場合（省令の定め**あり**。）には兼職できる。

法第22条の３第２項及び法第23条の2第1項で兼職を規制する範囲

法律での規定内容 **省令での規定内容**

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th>特定関係事業者（グループ内の発電事業・小売事業・特定卸供給等）で
重要な役割を担う従業者</th></tr>
<tr><th>当該発電・小売・特定卸業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</th></tr>
<tr><td>一般送配電事業者で
特定送配電等業務に
従事する従業者</td><td>ⓐ非公開情報を入手することができる業務、
ⓑ送・変・配電業務のうち、小売・発電・特定卸事業に影響を及ぼし得るもの</td><td>法第22条の３第２項及び法第23条の2第1項で兼職を規制</td></tr>
</table>

7

（参考）第94回制度設計専門会合における議論

第94回制度設計専門会合
（2024年2月29日）資料8より抜粋

今後の兼職規制の在り方（現行の兼職規制の改定の考え方①）

- 情報漏えい事案においては、**特定関係事業者における不適切な情報の閲覧・業務利用が明らかになり**、業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にある者に限らず、個々の従業員が情報を業務利用することで、他の小売電気事業者との関係で不公平な状況が生まれたものであった。そして、その不公平な状況の度合いとしては、**営業行為に利用する場合のみならず、非公開情報が閲覧できることを知った上で、（規模の大小の差はあれど）組織的に顧客対応に利用した場合に、特に大きいものと認められ**、そうした事業者にはより厳しい処分を実施したところ（令和５年３月31日「一般送配電事業者による非公開情報の漏えい事案に係る報告書」）。

- このような事実関係を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会の建議（令和５年６月29日付）を通じ、経済産業省において、**「特定関係事業者が」非公開情報をその小売・発電・特定卸業務に利用することを禁止行為として規定する旨の省令改正手続を実施中**。

電気事業法施行規則改正案（経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為）

第三十三条の十四　法第二十三条の三第一項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　**一般送配電事業者の特定関係事業者が、非公開情報**（当該一般送配電事業者が託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用者に関する情報のうち、第三十三条の六の二第一号及び第二号に掲げる情報、当該一般送配電事業者から当該業務及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第二条第一項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的のために提供された情報並びに法第三十七条の三第一項の規定に基づき提供された情報を除く。）**を、当該特定関係事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務において利用すること**。

二　（略）

（参考）第94回制度設計専門会合における議論

第94回制度設計専門会合
（2024年2月29日）資料8より抜粋

今後の兼職規制の在り方（現行の兼職規制の改定の考え方②）

- 前頁の**規定の実効性を人事の仕組みの面から担保する観点**からは、一送において「**非公開情報を入手可能な業務」（省令において特定送配電等業務として規定）に従事する者が**、特定関係事業者において**組織的に非公開情報の業務利用を実施させ得る立場**を兼職することについて、**兼職の禁止範囲に追加する**ことが必要ではないか。
- 具体的には、（現行規定において兼職が規制されている「業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にある者」に加えて）**電力取引・営業業務や計画策定業務を現に実施する箇所において、契約者情報を管理する立場にある者**が上記の立場に当たり得るのではないか。
- 電気事業法は、**特定関係事業者の「業務の運営において重要な役割を担う従業者」に限定して、**一般送配電事業者の「非公開情報を入手可能な業務」等（特定送配電等業務）との**兼職規制を課し、その範囲を省令に委任しているが、**特定関係事業者の小売・発電・特定卸事業においてその**契約者情報を管理する立場にある者については、**今般の一連の情報漏えい事案を踏まえ禁止行為として規定した**非公開情報の業務利用を防ぐ上では、業務運営上重要な役割を担う**ものと考えられ、**兼職の禁止範囲に追加することは許容されるのではないか。**

（参考）第94回制度設計専門会合における議論

第94回制度設計専門会合
（2024年2月29日）資料8より抜粋

今後の兼職規制の在り方（現行の兼職規制の改定案）

- 以上を踏まえ、今後の兼職規制について、**一送の特定送配電等業務に従事する従業員と兼職することが禁止される、特定関係事業者の発電・小売・特定卸の業務運営に重要な役割を担う従業員の対象範囲に、「電力小売営業業務、電力取引業務、電源開発計画策定業務の実施箇所において契約者情報を管理する地位にある者」の内容を追加する**（以下にイメージを掲載）こととし、省令の一部を改正することについて、**当委員会から経済産業大臣に対して建議**することとしてはどうか。

13

（参考）第64回電力・ガス基本政策小委員会における議論

第64回電力・ガス基本政策小委員会
（2023年8月8日）資料6より抜粋

3．更なる行政命令、罰則を含めた履行確保のための制度の構築

- 各事業者に対して、今回の事案を踏まえた厳格かつ実効的と考えられる取組の着実な実施を担保するためには、一連の事案の態様を踏まえ、行為規制の対象となる行為の見直しや、各行為規制に違反をした場合における規制・制裁の在り方について、検討することが重要である。

- このため、本小委員会及び制度設計専門会合において、行為規制の対象行為や違反時の規制・制裁の在り方について議論を行った。

（ア）行為規制の対象行為

- 一連の事案は、本来、一般送配電事業者による顧客情報の管理が徹底していれば発生しないものと考えられる。一方で、特定関係事業者においても、資本関係がある一般送配電事業者と共有しているシステム上の不備があることを知りながら、託送関連情報を閲覧し続け、業務に利用していたことは、不適切な行為であり、今回のような事象が発覚した以上、一定の規律を設けることが適切であることが、本小委員会において確認された（第61回本小委員会）。

- この論点については、制度設計専門会合において詳細な制度検討がなされ、託送関連情報を閲覧する行為は電気事業法上禁止行為として明示されていないものの、本年3月31日に電力・ガス取引監視等委員会が公表した報告書において小売電気事業者間の不公平な状況を生じさせる行為が認定されていることを踏まえ、そうした行為を、「電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するもの」として電気事業法施行規則第三十三条の十四により禁止される行為の対象とする省令改正をすることが議論された。具体的には、特定関係事業者が、一般送配電事業者がその業務上知り得た電気供給事業者や需要家に関する情報を当該特定関係事業者の業務において利用することを、特定関係事業者の禁止行為の対象とする省令改正を行うことが適当とされた。

- こうしたことを踏まえ、電気事業法施行規則や適正な電力取引についての指針等を改正することが適当であると考えられる。また、その際、送電事業者・配電事業者においても特定関係事業者との間で不公平な状況を生じさせるものと考えられることから、一般送配電事業者と同様に禁止行為として規定すべきではないか。

（参考）第68回電力・ガス基本政策小委員会における議論

第68回電力・ガス基本政策小委員会
（2023年12月26日）資料5より抜粋

一般送配電事業者による非公開情報漏洩事案に関する制度的措置について

- 一般送配電事業者による非公開情報漏洩事案に関する制度的措置について、電力・ガス取引監視等委員会では、本年１月以降、制度設計専門会合において累次の議論が行われ、本年６月29日付で電力・ガス取引監視等委員会委員長より経済産業大臣に対する建議がなされたところ。
- これを踏まえ第64回電力・ガス基本政策小委員会（2023年8月8日）において議論された対応の方向性に沿って、現在、**「電気事業法施行規則」及び「適正な電力取引についての指針」について、令和６年４月１日の施行を目指し改正作業を実施中**。

＜主な制度的措置等＞

（１）託送情報に係る情報システムの物理分割

✓ 新電力の顧客情報及び買取情報を含むシステムについて、ハードウェアレベルでの分割を実施。

※仮想化技術を用いたシステムの分割を行う場合、第三者がハードウェアを管理すること等によって、ハードウェアレベルでの分割と同視し得る状態であることが必要。

（２）内部統制の抜本強化（行為規制に新たに位置付け）

✓ 現行の体制整備義務の一環として、内部統制体制の構築を義務付け、アクセスログの確認や現行の内部統制体制に係る規制事項を保管・拡充等を図る。

（３）外部監視の仕組みの導入・強化

✓ 処分等の対象となった事業者の取組状況について、電力・ガス取引等監視委員会においてモニタリングを実施。また、業界団体を通じた外部視点による業界横断的な内部統制強化も検討。

（４）行為規制の対象行為の明確化

✓ 特定関係事業者が、一般送配電事業者がその業務上知り得た電気供給事業者や需要家に関する情報をはじめとする非公開情報をその業務において利用することを行為規制の対象として明確化。

5

Ⅰ．一般送配電事業者の中立性確保に向けた兼職規制の改正について

Ⅱ．特定小売供給約款料金に係る関係法令等の改正について

Ⅲ．電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について

特定小売供給約款料金に係る関係法令等の改正について（建議）

- 令和4年11月及び令和5年1月に**大手電力会社7社**が行った**電気の規制料金の変更認可申請**については、監視等委において、**審査チームによるインナー会合も含めると計49回にわたって厳格かつ丁寧に審査**を行い、令和5年5月に**経済産業大臣による認可**を行った。
- 今般、監視等委において、当該審査の過程で電気事業を取り巻く環境の変化などを踏まえ、**料金審査要領等の審査ルールの見直しが必要と考えられる点**などについて検討が行われ、**現行の規制料金の枠組みの中で、当面の対応としてアップデートが必要な点**について、経済産業大臣に対し、令和6年6月末に建議が行われたところ。
- 本日は、**当該建議を踏まえた関係法令等の改正の方向性**について整理するもの。

経済産業大臣に対する建議事項（令和6年6月27日）

１．みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の改正

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成２８年経済産業省令第２３号）について、別紙を踏まえて改正すること。

２．みなし小売電気事業者部門別収支計算規則の改正

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成２８年経済産業省令第４５号）について、別紙を踏まえて改正すること。

３．みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領の改正

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成２８年３月２８日付け２０１６０３２５資第１２号）別添１）について、別紙を踏まえて改正すること。

４．その他

その他の関係法令等について、別紙を踏まえて、必要に応じて改正すること。

論点の全体像

- 料金審査ルールの見直しについて、個別論点の全体像は以下のとおり。

	分野	論点	見直しの方向性（概要）
①	購入・販売電力料	容量拠出金・容量確保契約金額をはじめとした規定の明確化	**容量拠出金・容量確保契約金額**について、**営業費・控除収益として、それぞれ織り込む**旨を、料金審査要領で明確化する。 など
②	その他	物価変動等への対応	料金審査要領の物価変動等に関する規定について、以下のとおり改正する。 ✓「消費者物価及び雇用者所得等の変動見込みについては、**過去の一連の傾向として、消費者物価及び雇用者所得等が変動している場合**であって、かつ、**その傾向を合理的・客観的に評価し、その評価結果を適切に原価に反映することが可能な場合**は、**原価に反映する**こととし、**審査に当たっては、当該反映の方法の適切性等を確認する。**」
③	人件費	出向者給与負担に関する審査の考え方の明確化など	**発電・小売分野が自由競争の環境にある**ことから、**他の電力会社などへの出向者**については、料金原価への算入を認めない旨を、料金審査要領に明記する。 など
④	事業報酬	自己資本報酬率の算定方法	**β値**について、各事業者の申請日の前月末を起点とした**「直近10年間」を算定期間とする**旨を、料金審査要領に記載する。 など
		他人資本報酬率の算定方法	**JERAも含めて他人資本報酬率を計算することをルール化**するべく、料金算定規則などを改正する。
		レートベースの算定に含める電気事業者の範囲	発電事業者である特別関係事業者について、**有価証券報告書上公表されている数値等をもとに適正に算定した「レートベースに相当する資産」に、「グループ全体の合理的に算定した持分比率」を乗じた金額を、事業報酬の算定過程に含める**旨を、料金審査要領に記載する。 など
		一般送配電事業における事業報酬に係る文言見直し	**「認可の申請をした」託送供給等約款に基づいて、規制料金の事業報酬の算定を行うことには合理性があると考えられる**ため、当該算定を可能とするよう、料金算定規則を改正する。
⑤	公租公課	法人税等の算定方法	法人税等を各事業者の**自己資本報酬相当額から逆算した額**として算定するよう、料金算定規則を改正する。
⑥	費用の配賦	沖縄電力と他電力との算定方法の統一	**沖縄電力**についても、**「費用の配賦」を行う総原価は非NW費用に限定する**べく、料金算定規則を改正する。 など
⑦	その他	「責任及び費用の負担」に関する審査の考え方の明確化	**「責任に関する事項」**については、**みなし小売電気事業者の供給責任や損害賠償の免責事由等に関する事項を審査する**旨を、料金審査要領に記載する。

１．容量拠出金・容量確保契約金額をはじめとした規定の明確化

- **電力市場が多種多様となる中で**、今般の料金審査では、例えば申請当時に容量市場に係る具体的な規定が無かったことから、当初申請で、**容量市場に関する費用及び収益を申請に織り込まなかった事業者が存在**した。
- また、関係省令の整備に伴って、例えば、**電気事業会計規則で、容量市場に関する容量拠出金・容量確保契約金額が明示的に規定**されるなど、**購入・販売電力料に関する規定の整備**が進められている。
- 上記を踏まえて、料金審査要領においても審査の考え方を明確化することとしたい。
  - ✓ **営業費**について、**①他社購入電源費全般**に係る規定、**②（①のうち、）容量拠出金**に係る規定、**③非化石証書購入費**に係る規定を設ける。
  - ✓ **控除収益**について、**①他社販売電源料全般**に係る規定、**②（①のうち、）容量確保契約金額**に係る規定を設ける。
- なお、上記の料金審査要領の改正に伴い、燃料費等に係る規定についても、読みやすさの向上の観点等から、所要の見直しを行うこととしたい。

2．物価変動等への対応

- 現行の料金審査要領では、**消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）**について、**「原則として原価への算入を認めない」**とされている。
- 現在、**消費者物価指数の継続的な上昇が続いている状況**であり、現行の規定では、**実態と乖離した審査結果となる可能性**がある。他方で、**恣意的な見積りに基づいて料金原価を算定することは適切ではない。**
- 上記を踏まえて、物価変動等を料金原価に反映する場合、下表の**パターン②については、一定の合理性がある**と考えられるため、**料金審査要領の物価変動等に関する規定**は、以下のとおり改正することとしたい。
  - ✓「消費者物価及び雇用者所得等の変動見込みについては、**過去の一連の傾向として、消費者物価及び雇用者所得等が変動している場合**であって、かつ、**その傾向を合理的客観的に評価し、その評価結果を適切に原価に反映することが可能な場合**は、**原価に反映する**こととし、**審査に当たっては、当該反映の方法の適切性等を確認する。**」

パターン①	パターン②	パターン③
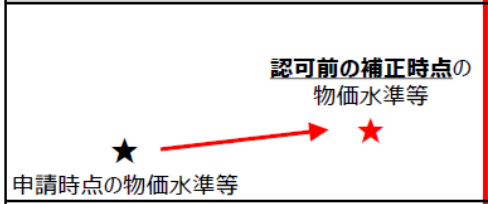	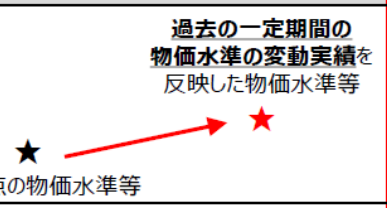	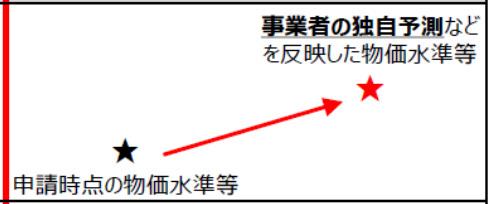
■ 認可前に最新の統計データなどが得られない場合、**物価水準等の変動が反映されない**。 ■ 認可前の補正申請を前提とすることは、**不安定な制度運用となる可能性**がある。	■ **過去の物価水準等が、一連の傾向として変化している場合**は、それに基づいて試算した費用を料金原価に反映することに**一定の合理性**がある。（※1） ■ ただし、例えば、**過去のトレンドに規則性が無い場合**などにおいて、**恣意的に費用を見積もることは不適切**である。	■ **予測値に基づいた場合**、当該予測を発表する主体の意図が含まれる可能性があるなど、**実態と乖離する可能性**がある。（※2）

（※1）仮に、過去の傾向を評価した結果、デフレ傾向であることが確認された場合も、その傾向を料金原価に反映することとする。
（※2）なお、予測値の中には、過去の一連の傾向を踏まえたものもあると考えられるため、そのような予測値を用いることを一律排除するものではない。

3．出向者給与負担に関する審査の考え方の明確化など

【出向者給与負担に関する審査の考え方の明確化】

- 現行の料金審査要領では、出向者給与負担について、**電気事業の遂行に必要かつ有効であると認められるもの**に限り、料金原価への算入を認めることとなっているが、今般の料金審査では、**発電・小売分野が自由競争の環境にある**ことから、**他の電力会社などへの出向者**については、**料金原価への算入を認めなかった。**
- 上記を踏まえて、出向者給与負担に関しては、**電気事業の遂行に必要かつ有効であると認められるもの**であって、かつ、**発電・小売分野における自由競争の環境を阻害しないものに限り原価への算入を認める**旨を、**料金審査要領に明記**することとしたい。

【給料手当の審査に当たって参考とする統計の整理】

- 現行の料金審査要領では、消費者物価指数等の統計情報を用いて**他分野との比較等を通じて査定**することとなっているが、料金審査要領で挙げられている**人事院の統計**は、**2012年調査を最後に算出されておらず**、直近の状況を反映できないため、**今般の料金審査では用いない**こととされた。
- その上で、人事院の統計については、**現時点で調査が再開されるとの情報も無い**ことから、料金審査要領で挙げられている**人事院の統計に関する規定は削除**することとしたい。（なお、統計調査の名称に変更があったものについては最新化する。）

【委託検針費に係る規定の削除】

- 現行の料金審査要領等では、**委託検針費に関する規定が存在**しているが、現在、**委託検針業務は一般送配電事業者に移管**されており、**小売・発電側では費用が発生していない。**
- 上記を踏まえて、料金審査要領等から、**委託検針費に関する規定を削除する**こととしたい。

４－１．自己資本報酬率の算定方法

- 自己資本報酬率の算定については、料金審査要領で「**東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないよう、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定する**」とされているが、その算定に当たって用いられる**β値・公社債利回り実績率・全産業自己資本利益率の具体的な採録期間は明示されていない。**

- 今般の料金審査を踏まえて、**自己資本報酬率の算定**に当たって用いる**β値・公社債利回り実績率・全産業自己資本利益率に係る諸元**について、**料金審査要領に明記**することとしたい。

【β値の算定期間】

・ **各事業者の申請日の前月末を起点とした「直近10年間」**を算定期間とする。

【公社債利回り実績率及び全産業自己資本利益率の採録期間】

・ **「直近７年間」**を採録期間とする。

- なお、上記の期間を料金審査要領に追記することで、規制料金の自己資本報酬率の算定方法に係る規定において、「東日本大震災後の状況を勘案する」旨の記載は不要となることから、削除することとする。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

第２章「原価等の算定」に関する審査
第３節　事業報酬
２．報酬率
算定規則第４条第５項により算定されているか否かにつき審査するものとする。
（１）自己資本報酬率
公に適正と認められ広く公表・認知されている「自己資本利益率」及び「国債、地方債等公社債の利回り」につき、その率が事業者の経営状況を判断するに適当な期間の平均値を用いるものとする。
自己資本報酬率の設定に当たっては、東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないよう、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定する。
具体的には、全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率（以下この２．において「全産業自己資本利益率」という。）を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率（以下「公社債利回り実績率」という。）を下限として以下の算式により各年度ごとに算定した値のみなし小売電気事業者の経営状況を判断するに適当な期間の値を平均した値とする（全産業自己資本利益率が公社債利回り実績率を下回る場合には公社債利回り実績率とする。）。
自己資本報酬率＝（１－β）×公社債利回り実績率＋β×全産業自己資本利益率
β値：みなし小売電気事業者たる法人の事業経営リスク、市場全体の株式価格が１％上昇するときのみなし小売電気事業者たる法人の株式の平均上昇率
β値＝みなし小売電気事業者たる法人の収益率と株式市場の収益率との共分散／株式市場の収益率の分散

４－２．他人資本報酬率の算定方法

- **他人資本報酬率**は、料金算定規則に基づき、**全てのみなし小売電気事業者たる法人（当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む。）の有利子負債利子率**を、**加重平均して算定**することとされている。
- また、料金審査要領上、「直近１年間の**有価証券報告書上公表されている各みなし小売電気事業者たる法人の有利子負債利子率**」を用いることとされている。
- 今般の料金審査では、**「JERAも含めて計算することが適当である」**旨の御意見を委員からいただいたが、**現行の料金算定規則と不整合が生じる可能性**があるため、最終的には**JERAを含めないこと**とされた。

【審査の過程でいただいた御意見】

- 他人資本報酬率に関しては、これはやはり**電気事業のリスクが支払利息として表現されるのを幅広く平均的に捉える必要がある**と思いますので、（中略）連結にJERAを加えたもの、つまり**発電・ネットワーク・小売トータルのアセットを調達するための他人資本が今現状どうなっているか**を使うのが適切ではないか。
- 他人資本報酬率算定に当たり、JERAについては、**連結＋JERAの数字を織り込んだ11社平均がよい**と考えます。

- 上記を踏まえて、**JERAも含めて他人資本報酬率を計算することをルール化する**こととしたい。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）

（事業報酬の算定）
第四条
１～４　（略）
５　報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。
一　自己資本報酬率　全てのみなし小売電気事業者たる法人（当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この項において同じ。）を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率（全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率）を基に算定した率
二　他人資本報酬率　全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率
６　（略）

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第２章　「原価等の算定」に関する審査
第３節　事業報酬
算定規則第４条の規定に基づいて申請事業者が算定した事業報酬については、第１節の基本的考え方を踏まえ、以下の観点から、その適正性を審査することとする。
２．報酬率
算定規則第４条第５項により算定されているか否かにつき審査するものとする。
（２）他人資本報酬率
当面は直近１年間の有価証券報告書上公表されている各みなし小売電気事業者たる法人の有利子負債利子率を用いるものとする。

4－3．レートベースの算定に含める電気事業者の範囲

- 現行の料金算定規則上、**発販分離会社**は、**「③発電小売事業に占める小売事業の割合」の算定に当たって**、**事業者と特別関係事業者（発電事業者）のレートベース比率で按分する点に留意が必要**。
  - **事業報酬** ＝ （**①電気事業全体の事業報酬** － **②送配電事業の事業報酬** ）× **③発電小売事業に占める小売事業の割合**

  ※「②送配電事業の事業報酬」は、託送供給等約款の認可に係る審査で査定（沖縄電力を除く。）。

- 東京電力EPは、レートベースの算定に当たって、今般の料金審査において**当初申請では、「特別関係事業者」を「東京電力HD・RP・PG」と定義し、JERAを含めていなかった**が、その後の審査過程で委員からいただいた御意見を踏まえ、**最終的にはJERAも含めて算定を行う**こととなった。

- その上で、**東京電力EP分のレートベース**について、**「自主カット後」の数値**（特別監査も実施）を用いた一方、**東京電力HD・RP・JERA分**については、**「自主カット前」のレートベースに対してグループとしての持分比率**（東京電力HD・RPは100%、JERAは50%）**を乗じた数値**を用いた（東京電力PGは託送供給等約款の算定諸元を使用。）。

- 上記を踏まえ、**料金審査要領**で、**「特別関係事業者」は「旧一般電気事業者から事業を譲り受け、又は承継した事業者」である旨を記載**するとともに、発電事業者である特別関係事業者について、**有価証券報告書上公表されている数値等をもとに適正に算定した「レートベースに相当する資産」に、「グループ全体の合理的に算定した持分比率」を乗じた金額を、事業報酬の算定過程に含める旨**を記載することとしたい。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（事業報酬の算定）
第四条 事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定（中略）しなければならない。
2 電気事業報酬の額は、別表第一第一表により分類し、第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般送配電事業等（一般送配電事業及び発電事業（その一般送配電事業（最終保障供給を行う事業を除く。）の用に供するための電気を発電し、又は放電するものに限る。）をいう。以下同じ。）に係る電気事業報酬の額を減じて得た額とする。
一 特定固定資産、建設中の資産、使用済燃料再処理関連加工仮勘定、核燃料資産、特定投資、運転資本及び繰延償却資産（以下「レートベース」という。）の額の合計額に、第五項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額
二 レートベースであって一般送配電事業等に係るものの額の合計額に第六項の規定により算定される一般送配電事業の報酬率を乗じて得た額
3 前項の規定にかかわらず、事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の全部若しくは一部の譲渡しがあり、又は事業者について分割（小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を承継させるものに限る。）があった場合における電気事業報酬の額は、別表第一第一表により分類し、第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額（事業者の営む一般送配電事業の全部の譲渡し又は事業者についての分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限る。）がないときは前項第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額）を減じて得た額に、第三号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
一 事業者及び特別関係事業者（事業の譲渡し又は分割により事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した者（当該譲り受け、又は承継した小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むことを目的として設立されたものに限る。）及び当該者又は事業者を子会社とする会社であって、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営まない者をいう。以下同じ。）のレートベースの額の合計額に、第五項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額
二 改正法附則第九条第一項又は法第十八条第一項若しくは第五項による事業者又は特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）の直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号。以下「算定省令」という。）第九条第二項又は電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十七号。以下「旧託送料金算定規則」という。）第五条第二項の規定により算定された電気事業報酬の額
三 事業者及び特別関係事業者（発電事業者であるものに限る。）のレートベースの額の合計額のうち、事業者のレートベースの額の合計額の占める割合
4～6 （略）

４－４．一般送配電事業における事業報酬に係る文言見直し

- 送配電関連費等の算定方法を規定する料金算定規則第16条第2号で**「認可の申請をした」又は「認可を受けた」託送供給等約款に基づき算定**する旨が規定されているが、規制料金の事業報酬の算定過程で控除対象となる「送配電事業の事業報酬」を規定する料金算定規則第4条第3項第2号においては、**「認可又は届出がされた」託送供給等約款に係る規定は存在**するものの、**「認可の申請をした」託送供給等約款に係る規定が存在しない**。
- その上で、託送供給等約款の「認可の申請」は、「託送供給等に係る収入の見通し」に係る経済産業大臣の承認を踏まえたものであるところ、**「認可の申請をした」託送供給等約款に基づいて、規制料金の事業報酬の算定を行うことには合理性があると考えられる**ため、当該算定を可能とするよう、**料金算定規則を改正**することとしたい。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（抜粋）

（事業報酬の算定）
第四条 事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定（中略）しなければならない。
2 （略）
3 前項の規定にかかわらず、（中略）電気事業報酬の額は、（中略）第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額（中略）を減じて得た額に、第三号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
一 （略）
二 改正法附則第九条第一項又は法第十八条第一項若しくは第五項による事業者又は特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）の直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号。以下「算定省令」という。）第九条第二項又は電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十七号。以下「旧託送料金算定規則」という。）第五条第二項の規定により算定された電気事業報酬の額
三 事業者及び特別関係事業者（発電事業者であるものに限る。）のレートベースの額の合計額のうち、事業者のレートベースの額の合計額の占める割合
4～6 （略）

第十六条 事業者は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、特定需要について、様式第七により送配電非関連費及び送配電関連費等計算表を作成しなければならない。
一 （略）
二 特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額（その小売電気事業等を行うために当該事業者が使用する電気（特定需要に応ずるものに限る。）に係る託送供給に要する費用に相当する額を含む。以下同じ。）として、一般送配電事業者が法第十八条第一項の認可の申請をした託送供給等約款又は一般送配電事業者が同項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に基づき算定した額　送配電関連費
三 （略）

【参考】事業報酬制度の概要

特定小売供給約款の変更認可申請に係る
査定方針より抜粋

- かつては、支払利息・配当金額・利益準備金を積み上げることで、資金調達コストを算定していたが、事業者ごとの資本構成の差異等によってコスト水準に差が出る点などを考慮して、能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる**事業資産の価値（レートベース）**に、**事業報酬率を乗じることで資金調達コストを算定**する**「事業報酬制度」**が、1960年に導入された。

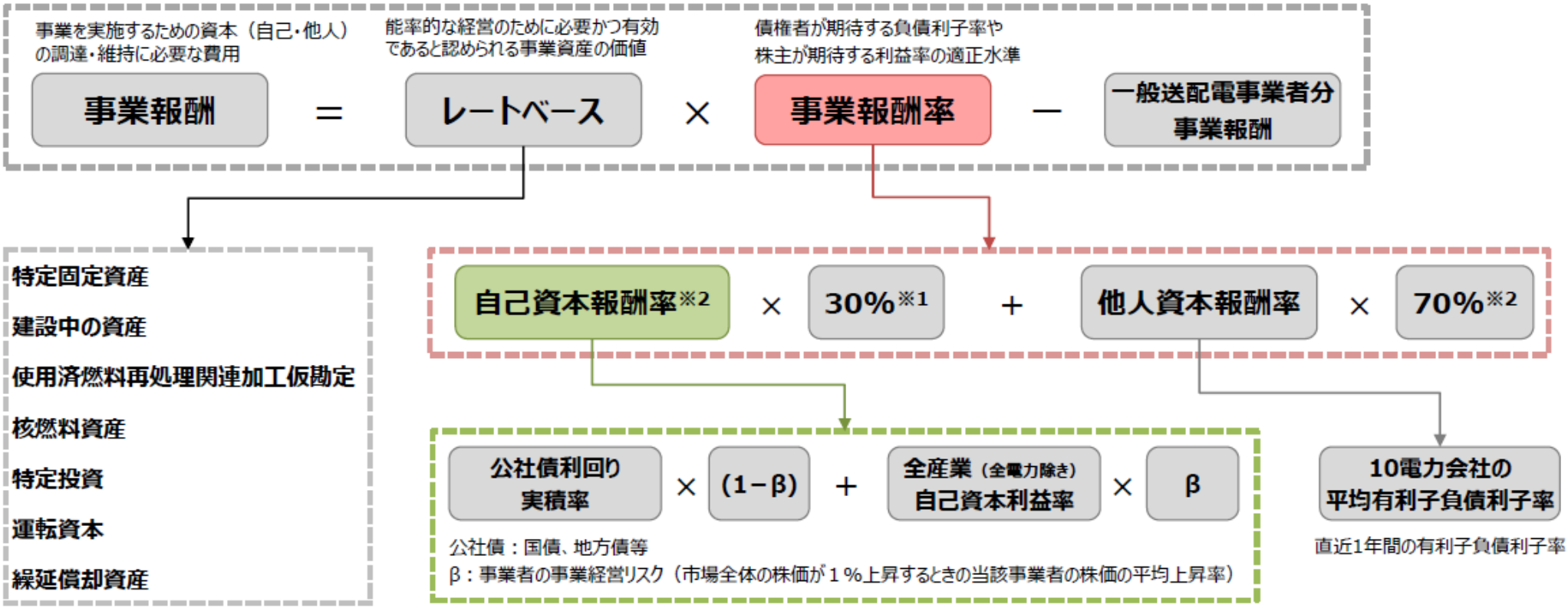

※1：1995年の第30回料金制度部会において、電気事業における適正な自己資本比率が30%（＝総資本に占める他人資本は70%）とされたことを踏まえ、自己資本報酬率（利益率）と他人資本報酬率（負債利子率）を30:70で加重平均することで算定。

※2：みなし小売電気事業者の事業経営リスク（β値）を、株価を用いて分析した上で、「公社債利回り実績率」を下限、「全産業（全電力を除く）の自己資本利益率」を上限とし、当該事業者の事業経営リスクに見合った適正な自己資本報酬率（利益率）を算定。

5．法人税等の算定方法

- 公租公課のうち、**「法人税等」**については、**「発行済株式の数」**及び**「一株当たりの配当金額」**を基に算定することとなっているが、1960年に導入された算定方法（事業者ごとに配当金額・利益準備金を算定し、これを課税利益として逆算する方法）と概ね同様の方法が現在まで継続している状況。

- **法人税等の算定方法の見直し**に当たって、**電気事業報酬額の算定方法との整合性を図る観点**や、収支が悪化している状況で、**値上げを回避するための取組**に対する**ディスインセンティブとならないようにする観点**を踏まえて、以下の**案①を採用**した上で、**料金算定規則を改正**することとしたい。

案①：**法人税等**を各事業者の**自己資本報酬相当額から逆算した額**とする。

案②：法人税等を各事業者の**自己資本報酬相当額に配当性向**（例えば、非製造業の直近10年間平均）**を加味した額から逆算した額**とする。

案③：法人税等を各事業者の**実測値**（例えば、直近10年間平均）とする。

案④：法人税等を各事業者の**自己資本報酬相当額から逆算した額**（案①）と、**各事業者の実績値**（案③）**のいずれか小さい方の額**とする。

【案①の算定方法】

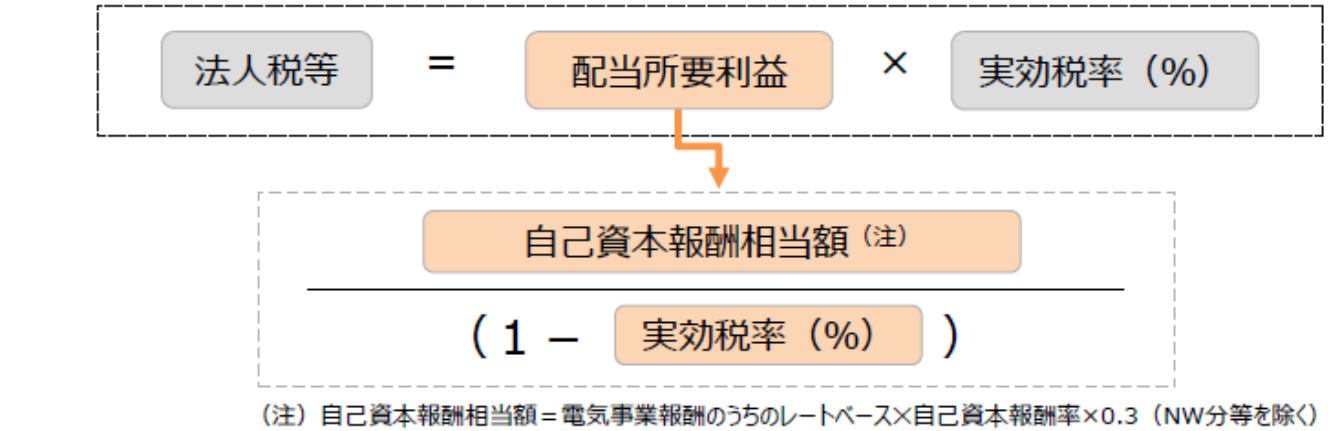

（注）自己資本報酬相当額＝電気事業報酬のうちのレートベース×自己資本報酬率×0.3（NW分等を除く）

６．沖縄電力と他電力との算定方法の統一

- 今般の料金審査では、費用の事業者間比較を行う際に、**沖縄電力の総原価**（非NW費用＋NW費用）と、**他の事業者の総原価**（非NW費用のみ）の**範囲が異なる**ため、沖縄電力に対し、**非NW費用のみを抽出した数値を別途提出するよう求める**必要があるなど、**実務上の課題が明らかになった**。

- そのため、沖縄電力についても、**「費用の配賦」を行う総原価は非NW費用に限定**するべく、**料金算定規則を改正**することとしたい（これに伴い、部門別収支計算規則などについても所要の改正を行う。）。

- 料金算定規則の主な改正の具体的なポイントは以下のとおり。

  - ✓ **他の9事業者に適用されている条文**（事業報酬の算定を含む。）に、**沖縄電力も加えることで、10社共通とする**とともに、**沖縄電力にのみ適用されていた条文を削除**する。

  - ✓ 沖縄電力では、**①自由化部門**（特別高圧・高圧自由・低圧自由）と、**規制部門（②高圧規制・③低圧規制）の3需要別に費用の配賦を行うという点**が、**他の事業者と異なる**ため、**需要種別の配賦のルールは書き分け**を行う。

- また、沖縄電力については、今般の料金算定規則の改正に伴い、料金審査要領においても、**NW費用に関する独自規定**（**第2章第7節：発電及び放電と送配電の設備区分**、**小売と送配電の業務区分の審査**、**第4章：「アンシラリーサービス費への整理」に関する審査**）を削除するなど、所要の改正を行うこととしたい。

【参考】沖縄電力と他電力との算定方法の統一

第521回電力・ガス取引監視等委員会
（2024年6月26日）資料4-1より一部加工

- **沖縄電力**は、他のみなし小売電事業者と比較して、**規制料金の範囲などが異なる**ことから、**費用の配賦について、独自の算定ルールが設けられてきた。**
- 一方で、2016年4月に**NW費用に「カセット方式（※）」が導入**され、**非NW費用とNW費用を別に算定する方式**となったところ、既に沖縄電力以外の**９事業者については、非NW費用のみを用いて規制料金を算定するルールに変更**されている（なお、沖縄電力とその他の9事業者で、費用の配賦の結果に、本質的な違いは生じない状況である。）。

※小売の全面自由化に伴って、低圧の託送供給等約款が設定されるところ、「規制料金における託送料金相当分」と、「自由料金における託送料金」の公平性を担保するために、託送料金部分を分離して算定する「カセット方式」が導入された。

費用の配賦のルールに係る変遷

	～2000年3月	2000年3月～	2016年4月	2022年4月
制度改正	■ 小売の自由化前	■ 小売の部分自由化	■ 小売の全面自由化 ■ カセット方式の導入	■ 「エネルギー供給強靭化法」の成立に伴う省令の束ね改正
規制料金の範囲	－	■ 沖縄：～20,000kW ■ 9事業者：～2,000kW （⇒以後、沖縄と9事業者で自由化の範囲が異なる状況が継続）	■ 沖縄：低圧＋高圧 ■ 9事業者：低圧	
規制料金の総原価の範囲	送配電費用も含めた総原価	非NW費用とNW費用の合計	非NW費用とNW費用（カセット方式）の合計	■ 沖縄：非NW費用及びNW費用（カセット方式）の合計 ■ 9事業者：非NW費用のみ
沖縄電力の独自ルール	無し	有り （規制料金の範囲が異なることに伴い、固定費の配分方法（2:1:1法）が異なる　など）		

7．「責任及び費用の負担」に関する審査の考え方の明確化

- 規制料金については、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則の規定で、認可の要件が定められており、料金審査要領に審査の考え方が記載されているが、**改正法附則第18条第2項第3号の規定**（責任に関する事項や、費用の負担の方法に関する規定）については、**料金審査要領に具体的な記載が無い**。
- 今般の料金審査を踏まえ、料金審査要領において、**改正法附則第18条第2項第3号の規定に関する審査の考え方を記載**することとしたい。

【参考】電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則（抜粋）

（みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

第十八条 みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。

三 みなし小売電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 （略）

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

第５章 「料金の計算」に関する審査

第１節 「定率又は定額」に関する審査

改正法附則第１８条第２項第２号に定める「供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること」については、あらかじめ料金表等において明確に定められている料金率や計算式をもつて、使用量に応じた料金が計算可能であるか否かにつき審査するものとする。

第２節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

同項第４号に定める「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」については、算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、 全て の需要家に 対して平等であるか否かにつ き審査するものとする。なお、審査は、 非特定需要及び特定需要ごと に整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定について重点的に行うこととする。

Ⅰ．一般送配電事業者の中立性確保に向けた兼職規制の改正について

Ⅱ．特定小売供給約款料金に係る関係法令等の改正について

Ⅲ．電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について

電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について（建議）

- 監視等委は**市場の競争状況の監視などを目的として、各事業者に対し、定期的な報告（電力取引報・ガス取引報）を求めている。**
- 他方で、サービスや料金メニューの多様化が進んだことを踏まえ、報告内容の効率的集約やデータ化、またこれを活用した、より効果的・効率的な**小売電気事業者及びガス小売事業者の監視を行う観点等**から、**当該報告内容の改善の方向性**について検討がなされ、経済産業大臣に対し、令和6年7月末に建議が行われたところ。

経済産業大臣に対する建議事項（令和６年７月２５日）

１．電気関係報告規則に基づく定期報告に関する事項

電気関係報告規則（昭和４０年通商産業省令第５４号）について、別紙を踏まえ、以下の対応を行うこと。

■小売電気事業者に対し、同規則第２条の表第７号に掲げる電力取引報として、「低圧需要に係る小売供給契約の料金設定方法・契約期間等」及び「再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約に係る販売電力量」の様式を統合することと併せて、これらの内容について低圧・高圧・特別高圧のすべての区分において定期報告を求めるための改正を行うこと。

■小売電気事業者に対し、同規則第２条の表第７号に掲げる電力取引報として、「自社電源からの調達を含めた非化石電源の調達電力量の前年度実績値」を年１回求めるための改正等を行うこと。

２．ガス関係報告規則に基づく定期報告に関する事項

ガス関係報告規則（平成２９年経済産業省令第１６号）について、別紙を踏まえ、ガス小売事業者に対し、同規則第３条の表第１０号に掲げるガス取引報として、商業用・工業用・その他の需要種別においても「小売供給契約の料金設定方法・契約期間等」に係る定期報告を求めるための改正等を行うこと。

１．料金メニューに係る定期報告（電力取引報）

- 電力取引報における料金メニューに係る定期報告※については、現在**自由記載となっている箇所が多い**が、小売電気事業者の中には**数百種類に及ぶ料金メニューを持つ者も存在する**ため、**全てのメニューについて定期報告を求めることは、効率的な監視や事業者の負担軽減等の観点から改善が必要**と考えられる。※電力取引報：様式第11第2表・第3表－1
- このため、当該定期報告については、**監視等の観点から必要と考えられる情報（例えば、燃調の有無、契約期間の有無及びその期間等）を選択式で回答を求める**ことを基本とする様式に変更することとしたい。
- なお、電力取引報のうち、**様式第11第2表**（対象は低圧）と、**第3表－1**（対象は低圧・高圧・特高）は、報告内容が重複している箇所があるため、**1つの報告様式に整理・統合**しつつ、需要種別ごとの傾向を把握するべく、**低圧・高圧・特高（低圧は契約口数100以上の料金メニュー、高圧・特高は全ての料金メニュー）**を報告対象とすることとしたい。
- また、**定期報告の頻度**は、契約期間を1年以上とする料金メニューを提供している事業者が大半であるため、**年1回**（毎年7月末を想定）とすることとしたい。

（参考）第525回　電力・ガス取引監視等委員会における議論

第525電力・ガス取引監視等委員会
（2024年7月24日）資料4より抜粋

第92回制度設計専門会合 資料3より抜粋

【参考】電気の料金メニューに係る定期報告（年1回）の改正イメージ①

小売供給契約の料金設定方法等				備考
供給電圧（複数選択可）			□低圧 □高圧 □特別高圧	
低圧に係る事項	料金設定方法・契約期間等			
		料金設定方法（複数選択可）	□二部料金制 □最低料金制 □完全従量料金制 □定額料金制 □その他（　　）	
		燃料費調整等	□有り □無し	
			調整額の設定方法（複数選択可） □化石燃料の貿易統計価格に連動（上限有り） □化石燃料の貿易統計価格に連動（上限無し） □日本卸電力取引所の取引価格に連動（上限有り） □日本卸電力取引所の取引価格に連動（上限無し） □その他（　　）	
		契約事務手数料等	□有り □無し	
			契約1件当たりの契約事務手数料等の金額（複数選択可） □～999円 □1,000～2,999円 □3,000円～4,999円 □5,000円～9,999円 □10,000円～99,999円 □100,000円～ □その他（　　）	
		契約期間	□1年未満 □1年以上～2年未満 □2年以上～3年未満 □3年以上	
			契約期間内に解約した場合の違約金等の設定 □有り □無し	
			契約1件当たりの違約金等の金額（複数選択可） □～999円 □1,000～2,999円 □3,000円～4,999円 □5,000円～9,999円 □10,000円～99,999円 □100,000円～ □その他（　　）	
		長期契約割引	□有り □無し	
			長期契約割引による割引率（複数選択可） □1%未満 □1%以上～2%未満 □2%以上～3%未満 □3%以上～5%未満 □5%以上 □その他（　　）	
			長期契約割引の適用に必要となる契約期間（複数選択可） □1年未満 □1年以上～2年未満 □2年以上～3年未満 □3年以上～5年未満 □5年以上 □その他（　　）	
			契約期間内に解約した場合の違約金等の設定 □有り □無し	
			契約1件当たりの違約金等の金額（複数選択可） □～999円 □1,000～2,999円 □3,000円～4,999円 □5,000円～9,999円 □10,000円～99,999円 □100,000円～ □その他（　　）	

次ページに続く

10

（参考）第525回　電力・ガス取引監視等委員会における議論

第525電力・ガス取引監視等委員会
（2024年7月24日）資料4より抜粋

第92回制度設計専門会合 資料3より抜粋

【参考】電気の料金メニューに係る定期報告（年1回）の改正イメージ②

小売供給契約の料金設定方法等			備考
低圧に係る事項	電源構成又は発電所の立地地域を小売供給の特性とする契約条項	□有り □無し	
	小売供給の特性とする電源構成等の内容（複数選択可）	□FIT電気 □FIT電気以外の再エネ電源・非化石電源 □発電所の立地地域 □その他（　　）	
	電気の環境価値を小売供給の特性とする契約条項	□有り □無し	
	小売供給の特性とする電気の環境価値の根拠（複数選択可）	□FIT非化石証書 □非FIT非化石証書（再エネ指定） □非FIT非化石証書（再エネ指定なし）	
	当該契約の販売電力量（前年度実績値）（年度合計）	（　　）kWh	
	他の商品・役務とのセット販売	□有り □無し	
	他の商品・役務の内容（複数選択可）	□都市ガス □LPガス □灯油 □ガソリン・軽油 □水道 □携帯電話 □携帯電話を除く通信 □動画配信サービス □その他（　　）	
	小売供給に伴うキャッシュバック・ポイント還元等のサービス	□有り □無し	
	キャッシュバック・ポイント還元等の条件	□有り □無し	
	キャッシュバック・ポイント還元等の条件の種類（複数選択可）	□一定の時期までの契約締結 □一定の金額以上の料金支払い □一定の期間以上の契約継続 □特定のウェブページ・広告等の閲覧 □特定のアンケート項目への回答 □その他（　　）	
高圧に係る事項【詳細略】（原則として低圧と同様）			（※）契約事務手数料等・契約期間・長期契約割引に係る選択肢の数値の範囲等は、低圧から変更。 （※）他の商品・役務とのセット販売や、キャッシュバック・ポイント還元等のサービスに係る項目は削除。
特別高圧に係る事項【詳細略】（原則として低圧と同様）			

11

（参考）第525回　電力・ガス取引監視等委員会における議論

第525電力・ガス取引監視等委員会
（2024年7月24日）資料4より抜粋

電力取引報の改正①（料金メニューに係る定期報告）

第92回制度設計専門会合 資料3を一部加工

- 電力取引報のうち、特に、料金メニューに係る定期報告（※）については、**自由記載となっている箇所が多い**。そのため、**報告内容の分析を通じた効果的な監視**を行っていく観点で、**改善の余地がある**と考えられる。（※）電力取引報：様式第11第2表・第3表－1
- また、当該定期報告では、料金メニューごとに記載する様式となっているところ、数百種類以上の料金メニューを持つ事業者が存在し、**補足説明資料をメール添付することで報告している場合**もある。一方、DX化を進めるためには、**データ容量を圧迫しない設計とすることも重要**である。
- これを踏まえ、電力取引報における**料金メニューに係る定期報告**については、P10・11に示すとおり、料金メニューごとの記載ではなく、基本的に**該当の有無を回答する様式に変更**するとともに、**自由記載の箇所を限定化**し、**選択式を主とした様式に変更**してはどうか。
- なお、**電力取引報**のうち、**様式第11第2表**（対象は低圧）と、**第3表－1**（対象は低圧・高圧・特高が対象）は、報告内容が重複している箇所があるため、**1つの報告様式に整理・統合**しつつ、需要種別の傾向を把握するべく、**低圧・高圧・特高を報告対象**としてはどうか。
- **定期報告の頻度**は、契約期間を1年以上とする料金メニューを提供している事業者が大半であるため、**年1回**（毎年7月末を想定）としてはどうか。

8

（参考）第525回　電力・ガス取引監視等委員会における議論

第525電力・ガス取引監視等委員会
（2024年7月24日）資料4より抜粋

電力取引報の改正②（報告対象の拡大範囲の検討）

- 現在、電力取引報（様式第11第2表）では、低圧のみを対象として、小売供給契約の料金設定方法・契約期間等に係る報告を受けている。対象範囲は「**供給区域毎に契約口数が100以上の料金メニュー**」である。
- 報告対象範囲を**特別高圧及び高圧に拡大**するにあたり、現在の取引報から各事業者における各区分の契約件数（令和6年4月分）を確認したところ、表1の値となった。
- **低圧について**、供給区域別に契約口数100以上の事業者の契約口数を抽出すると、表2のとおり、**どの供給区域においても供給区域別契約口数合計の99%以上をカバー**できていることを確認した。
- **特別高圧・高圧について**、低圧と同様に99%以上をカバーすることとした場合、供給区域別・電圧種別での口数から逆算すると、契約を持っている全ての事業者に対して報告を求めることが適当と考えられることから、**全ての事業者に対し、報告を求める**こととしてはどうか。

表１．電力取引報（令和6年4月分）における電圧種別契約口数

電圧種別	①契約口数（口）
低圧（低圧電灯電力計）	89,076,924
高圧	837,346
特別高圧	11,596

表２．区域別に契約口数100件以上の事業者が契約する口数が区域別の全契約口数に占める割合（低圧）（%）

北海道	東北	関東	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
99.97 %	99.97 %	99.99 %	99.98 %	99.95 %	99.99 %	99.98 %	99.96 %	99.98 %	99.99 %

9

（参考）第525回　電力・ガス取引監視等委員会における議論

第525電力・ガス取引監視等委員会
（2024年7月24日）資料4より抜粋

第92回制度設計専門会合 資料3より抜粋

【参考】現状の料金メニューに係る定期報告（電力取引報・第2表）

第2表　低圧需要に係る小売供給契約の料金設定方法・契約期間等　　年　月　日

電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿

年　月～　月分　　小売電気事業者名

			1	2	（必要に応じて列を増やしてください）
メニュー名					
供給区域					
適用開始日					
料金設定方法	料金設定の種別（該当するものに○を記入）	二部料金制			
		最低料金制			
		完全従量料金制			
		定額料金制			
		その他			
	料金設定方法の概要				
燃料費調整の有無					
契約事務手数料等		契約事務手数料等の有無			
		契約事務手数料等の金額（円）			
契約期間・違約金等		契約期間			
		違約金等の定めの有無			
		違約金等の金額（円）又はその設定方法			
	長期契約割引の内容	長期契約割引の適用の有無			
		割引金額（円／月）			
		長期契約割引の適用に必要となる契約期間			
		上記期間内に解約した場合の違約金等の金額（円）又はその設定方法			
その他の割引		長期契約割引以外の割引の金額（円）及びその設定方法			
小売供給の特性とする事項		電源の種類等を小売供給の特性とする契約条項の有無			
		契約条項の内容			
セット販売		他の製品・サービスの購入を小売供給契約の条件とする契約条項の有無			
		セットで販売される商品・役務			

備考
1　契約口数99以下の料金メニューについては、記載することを要しない。
2　契約口数が100以上の料金メニューについては、小売料金メニュー（特定小売供給メニューを除く。）ごとに記載すること（ただし、定型的でない料金メニューについては、各小売電気事業者の契約件数上位3件以内の料金メニューに限つて記載すること。）。
3　供給区域は、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。
4　契約金、入会金等の名称を問わず、小売供給を受けるために需要家が小売電気事業者に対して負うことになる金銭的負担（工事費等の実費負担を除く。）は全て契約事務手数料等に含めること。
5　違約金、解約金等の名称を問わず、契約期間の途中での解約により需要家が小売電気事業者に対して負うことになる金銭的負担（違約金の支払、預り金の没収等）は全て違約金等に含めること。
6　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

12

（参考）第525回　電力・ガス取引監視等委員会における議論

第525電力・ガス取引監視等委員会
（2024年7月24日）資料4より抜粋

第92回制度設計専門会合 資料3より抜粋

【参考】現状の料金メニューに係る定期報告（電力取引報・第3表－1）

第3表－1　再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約に係る販売電力量　　年　月　日

電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿

年度分　　小売電気事業者名

1　特別高圧・高圧需要に係る再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約の販売電力量等

	1	2	（必要に応じて列を増やしてください）
メニュー名			
供給区域			
適用開始日			
電圧区分			
料金設定方法の概要			
再生可能エネルギー電気を供給の特性とする契約条項の内容			
年間販売電力量（kWh）			

2　低圧需要に係る再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約の料金設定方法、販売電力量等

			1	2	（必要に応じて列を増やしてください）
メニュー名					
供給区域					
適用開始日					
料金設定方法	料金設定の種別（該当するものに○を記入）	二部料金制			
		最低料金制			
		完全従量料金制			
		定額料金制			
		その他			
	料金設定方法の概要				
再生可能エネルギー電気を供給の特性とする契約条項の内容					
年間販売電力量（kWh）					

備考　1　小売料金メニューごとに記載すること。
　　2　供給区域は、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。
　　3　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

13

２．電源構成等情報の定期報告

- 需要家のニーズの多様化や非化石証書の導入等の環境変化により、小売電気事業者の料金メニューについて**表示可能な内容のパターン**（例：再エネ＋CO2ゼロエミ）**も多様化**しており、こうした**変化を踏まえた情報の報告を求める必要**がある。
- この点、現在の電力取引報（第3表－2）においては、**他社の再エネ電源からの調達量**についてのみ報告を求めている。これを上記の環境変化を踏まえ、**自社電源を含む全ての非化石電源からの調達量**に拡大することとしたい。
- 加えて、現在「その他」の欄に記載を求めている非化石証書の調達量についても、**報告業務の円滑化や、データ抽出の容易化のため、報告欄を新設**することとしたい。
- ただし、報告対象事業者については事業者負担も考慮し、**「電源構成や電気の環境価値を小売供給の特性とするメニューを供給している」事業者**とし、報告の頻度については、**前年度実績値を年1回**（毎年7月末を想定）報告することを求めることとしたい。

（参考）第525回　電力・ガス取引監視等委員会における議論

第525電力・ガス取引監視等委員会
（2024年7月24日）資料4より抜粋

第92回制度設計専門会合 資料3より抜粋

【参考】電源構成等情報に係る定期報告（年1回）の改正イメージ

1．小売供給に係る非化石電源の調達電力量（前年度実績値）（年度合計・kWh）

	太陽光	風力	水力（3万kW未満）	水力（3万kW以上）	地熱	バイオマス	原子力	その他	合計	備考
FIT電源										
非FIT電源										

2．非化石証書の調達量（前年度実績値）（年度合計・kWh）

	FIT非化石証書	非FIT非化石証書	合計	備考
再エネ指定				
再エネ指定なし				

【参考】現状の報告様式（第3表－2）

		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他	合計
調達電力量（kWh）	年度合計							

「その他」の欄で、非化石証書の調達量を報告

15

（参考）第525回　電力・ガス取引監視等委員会における議論

第525電力・ガス取引監視等委員会
（2024年7月24日）資料4より抜粋

電力取引報の改正③（電源構成等情報の定期報告）

第92回制度設計専門会合 資料3を一部加工

- 電力取引報（第3表－2）では、**再エネの調達電力量**の報告を求めている。（また、**運用上**、**非化石証書の調達量**の報告も求めている。）
- その上で、当該報告を通じて得られる情報は、当委員会が**電源構成等情報の表示の適切性を確認する際に有用**であるが、非化石証書の導入に伴って、**表示可能な内容のパターン**（例：再エネ＋CO2ゼロエミ）**が複数存在**する。
- そのため、電力取引報（第3表－2）について、上記の「表示可能な内容のパターン」との整合を図り、効果的に監視に用いるため、**（再エネのみならず）非化石電源の調達電力量の報告**を求めることとしてはどうか。また、現状、他社からの調達電力量のみを記載する運用としているところ、上記のパターンとの整合を踏まえて、**自社電源からの調達を含めた非化石電源の調達電力量を報告**することとしてはどうか。
- さらに、非化石証書の調達量についても、**報告業務の円滑化や、データ抽出の容易化のため、非化石証書の報告欄を新設**してはどうか。
- なお、「非化石電源の電力量」や「非化石証書の調達量」の報告については、実務に配慮して、**前年度実績値を報告**することとし、**報告頻度**も**年1回**（毎年7月末を想定）としてはどうか。

14

（参考）第525回　電力・ガス取引監視等委員会における議論

第525電力・ガス取引監視等委員会
（2024年7月24日）資料4より抜粋

第92回制度設計専門会合 資料3より抜粋

【参考】現状の電源構成に係る定期報告（電力取引報・第3表－2）

第3表－2　再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約を締結する小売電気事業者の調達した再生可能エネルギー電気の電力量　　年　月　日

電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿

年度分　　小売電気事業者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他	合計
調達電力量（kWh）	年度合計							

備考　1　再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約を締結する小売電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気ごとの電力量（再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約以外
に基づいて供給する電力量も含む。）を記載すること。
2　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第8条第1項の交付金の交付の対象となる再生可能エネルギー電気を含めて記載すること。
3　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

16

３．料金メニューに係る定期報告（ガス取引報）

- ガス取引報においても、料金メニューに係る定期報告※については、**自由記載となっている箇所が多い**。そのため、**報告内容の分析を通じた効果的な監視等**の観点から**改善が必要**と考えられる。
  ※ガス取引報：様式第10
- これを踏まえ、当該定期報告についても、**監視等の観点から必要と考えられる情報（例えば、原調の有無、契約期間の有無及びその期間等）を選択式で回答を求める**ことを基本とする様式に変更することとしたい。
- また、**ガス取引報（様式第10）**についても、需要種別ごとの傾向を把握するべく、**現行の家庭用に加え、商業用・工業用・その他用についても報告対象とする**こととしたい。
- なお、**報告対象とするメニュー**は、電力・ガス取引監視等委員会での議論を踏まえ、**商業用・その他用については、家庭用と同様に**、**契約件数が50以上の料金メニュー**、**工業用については、契約件数が５以上の料金メニュー**」としたい。
- また、**定期報告の頻度**は、契約期間を1年以上とする料金メニューを提供している事業者が大半であるため、**年1回**（毎年7月末を想定）とすることとしたい。

（参考）第525回　電力・ガス取引監視等委員会における議論

第525電力・ガス取引監視等委員会
（2024年7月24日）資料4より抜粋

第92回制度設計専門会合 資料3より抜粋

【参考】ガスの料金メニューに係る定期報告（年1回）の改正イメージ①

小売供給契約の料金設定方法等				備考
供給分野（複数選択可）			□家庭用 □商業用 □工業用 □その他用	
家庭用に係る事項	料金設定方法・契約期間等			
	料金設定方法（複数選択可）		□二部料金制 □最低料金制 □完全従量料金制 □定額料金制 □その他（　　）	
	原料費調整		□有り □無し	
		調整額の設定方法（複数選択可）	□化石燃料の貿易統計価格に連動（上限有り） □化石燃料の貿易統計価格に連動（上限無し） □その他（　　）	
	契約事務手数料等		□有り □無し	
		契約1件当たりの契約事務手数料等の金額（複数選択可）	□～999円 □1,000～2,999円 □3,000円～4,999円 □5,000円～9,999円 □10,000円～99,999円 □100,000円～ □その他（　　）	
	契約期間		□1年未満 □1年以上～2年未満 □2年以上～3年未満 □3年以上	
		契約期間内に解約した場合の違約金等の設定	□有り □無し	
		契約1件当たりの違約金等の金額（複数選択可）	□～999円 □1,000～2,999円 □3,000円～4,999円 □5,000円～9,999円 □10,000円～99,999円 □100,000円～ □その他（　　）	
	長期契約割引		□有り □無し	
		長期契約割引による割引率（複数選択可）	□1%未満 □1%以上～2%未満 □2%以上～3%未満 □3%以上～5%未満 □5%以上 □その他（　　）	
		長期契約割引の適用に必要となる契約期間（複数選択可）	□1年未満 □1年以上～2年未満 □2年以上～3年未満 □3年以上～5年未満 □5年以上 □その他（　　）	
		契約期間内に解約した場合の違約金等の設定	□有り □無し	
		契約1件当たりの違約金等の金額（複数選択可）	□～999円 □1,000～2,999円 □3,000円～4,999円 □5,000円～9,999円 □10,000円～99,999円 □100,000円～ □その他（　　）	

（参考）第525回　電力・ガス取引監視等委員会における議論

第525電力・ガス取引監視等委員会
（2024年7月24日）資料4より抜粋

第92回制度設計専門会合 資料3より抜粋

【参考】ガスの料金メニューに係る定期報告（年1回）の改正イメージ②

小売供給契約の料金設定方法等			備考
家庭用に係る事項	他の商品・役務とのセット販売	□有り □無し	
	他の商品・役務の内容（複数選択可）	□電気 □灯油 □ガソリン・軽油 □水道 □携帯電話 □携帯電話を除く通信 □動画配信サービス □その他（　　）	
	小売供給に伴うキャッシュバック・ポイント還元等のサービス	□有り □無し	
	キャッシュバック・ポイント還元等の条件	□有り □無し	
	キャッシュバック・ポイント還元等の条件の種類（複数選択可）	□一定の時期までの契約締結 □一定の金額以上の料金支払い □一定の期間以上の契約継続 □特定のウェブページ・広告等の閲覧 □特定のアンケート項目への回答 □その他（　　）	
商業用に係る事項【詳細略】（原則として家庭用と同様）			（※）契約事務手数料等・契約期間・長期契約割引に係る選択肢の数値の範囲等は、家庭用から変更。 （※）他の商品・役務とのセット販売や、キャッシュバック・ポイント還元等のサービスに係る項目は削除。
工業用に係る事項【詳細略】（原則として家庭用と同様）			
その他用に係る事項【詳細略】（原則として家庭用と同様）			

（参考）第525回　電力・ガス取引監視等委員会における議論

第525電力・ガス取引監視等委員会
（2024年7月24日）資料4より抜粋

ガス取引報の改正①（料金メニューに係る定期報告）

第92回制度設計専門会合 資料3を一部加工

- ガス取引報においても、電力取引報と同様に、特に、料金メニューに係る定期報告（※）については、**自由記載となっている箇所が多い**。そのため、**報告内容の分析を通じた効果的な監視**を行っていく観点で、**改善の余地がある**と考えられる。（※）ガス取引報：様式第10
- これを踏まえ、ガス取引報における**料金メニューに係る定期報告**についても、P20・21に示すとおり、料金メニューごとの記載ではなく、基本的に**該当の有無を回答する様式に変更**するとともに、**自由記載の箇所を限定化**し、**選択式を主とした様式に変更**してはどうか。
- また、**ガス取引報（様式第10）**についても、需要種別の傾向を把握するべく、**家庭用・商業用・工業用・その他用を報告対象**としてはどうか。そのうえで、第92回制度設計専門会合（2023年12月26日）において、**事業者の作業負荷に対する問題提起**をいただいたところ、対象とする範囲についてはP19にて検討結果をご報告させていただきたい。
- **定期報告の頻度**は、契約期間を1年以上とする料金メニューを提供している事業者が大半であるため、電力取引報と同様に**年1回**（毎年7月末を想定）としてはどうか。

第92回制度設計専門会合　議事録（抜粋）

- ガス取引報について、DX化によって効果的かつ効率的な運用を行っていく方向性について賛同いたします。事業者にとっても大変ありがたいことだと思っています。その上で、報告対象を家庭用に加えて商業用、工業用等に拡大する案が示されておりますが、ガス事業者としましては、これまでガスシステム改革の目的の一つである利用メニューの多様化に則って、特に大口契約についてはそれぞれの需要家のニーズに応じたきめ細かな料金メニューの開発に努めてきております。今後の検討に当たりまして、こうした点や効果的・効率的な運用という今回の改定の趣旨を踏まえて、**現行の家庭用の運用と同様に一定数以上の契約数のある料金メニューに限定するなど、事業者の作業負荷にも御配慮いただければ**と思いますので、よろしくお願いいたします。（日本ガス協会　早川オブザーバー）

（参考）第525回　電力・ガス取引監視等委員会における議論

第525電力・ガス取引監視等委員会
（2024年7月24日）資料4より抜粋

ガス取引報の改正②（報告対象の拡大範囲の検討）

- 現在、ガス取引報（様式第10）では、家庭用のみを対象として、小売供給契約の料金設定方法・契約期間等に係る報告を受けている。対象範囲は「報告対象期間の末日時点における**家庭用契約件数又は**報告対象期間の最終月の**家庭用調定件数が50以上の料金メニュー**」である。
- 報告対象範囲を**商業用・工業用・その他用にも拡大**するにあたり、現在の取引報から各事業者における各区分の契約件数を確認したところ、表3の値となった。
- 需要種別に契約件数50以上の事業者の契約件数の合計値を抽出し、需要種別合計契約件数に占める割合を確認したところ、表４の値となったことから、**商業用・その他については**、家庭用と同様に99%以上をカバーされることから、**件数要件は家庭用と同様に扱う**こととしてはどうか。
- 他方、**工業用については**、家庭用と同様に99%以上をカバーすることとした場合、契約数から逆算すると、5件以上の契約を持っている事業者に対して報告を求めることが適当と考えられることから、対象範囲は「報告対象期間の末日時点における**工業用契約件数又は**報告対象期間の最終月の**工業用調定件数が5以上の料金メニュー**」としてはどうか。

表３．ガス取引報（令和6年4月分）における需要種別契約口数

需要種別	契約件数（件）
家庭用	26,978,491
商業用	939,319
工業用	37,982
その他	227,251

表４．ガス取引報（令和6年4月分）における契約件数50以上の事業者の契約件数（需要種別）

需要種別	契約件数50以上の事業者の契約件数の割合（%）
家庭用	99.98%
商業用	99.97%
工業用	95.05%
その他	99.67%

（参考）第525回　電力・ガス取引監視等委員会における議論

第525電力・ガス取引監視等委員会
（2024年7月24日）資料4より抜粋

第92回制度設計専門会合 資料3より抜粋

【参考】現状の料金メニューに係る定期報告（ガス取引報・様式第10）

様式第10（第3条関係）

年　月　日

家庭用小売供給契約の料金設定方法・契約期間等報告書

殿

年　月～　月分　　ガス小売事業者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

			1	2
メニュー名				
供給区域				
適用開始日				
料金設定方法	料金設定の種別（該当するものに○を記入）	二部料金制		
		最低料金制		
		完全従量料金制		
		定額料金制		
		その他		
	料金設定方法の概要			
原料費調整の有無				
契約事務手数料等		契約事務手数料等の有無		
		契約事務手数料等の金額（円）		
契約期間・違約金等		契約期間		
		違約金等の定めの有無		
		違約金等の金額（円）又はその設定方法		
	長期契約割引の内容	長期契約割引の適用の有無		
		割引金額（円／月）		
		長期契約割引の適用に必要となる契約期間		
		上記期間内に解約した場合の違約金等の金額（円）又はその設定方法		
その他の割引		長期契約割引以外の割引の金額（円）及びその設定方法		
セット販売		他の製品・サービスの購入を小売供給契約の条件とする契約条項の有無		
		セットで販売される商品・役務		

備考　1　契約件数が49以下の料金メニューについては、記載することを要しない。
2　契約件数が50以上の料金メニューについて、小売料金メニュー（指定旧供給区域等小売供給メニューを除く。）ごとに記載すること。
3　供給区域は、一般ガス導管事業者の供給区域（供給区域内に異なる指定旧供給区域等小売供給約款が定められている場合は、当該供給約款の適用される区域）に基づき記載すること。
4　契約金、入会金等の名称を問わず、小売供給を受けるために需要家がガス小売事業者に対して負うことになる金銭的負担（工事費等の実費負担を除く。）は全て契約事務手数料等に含めること。
5　違約金、解約金等の名称を問わず、契約期間の途中での解約により需要家がガス小売事業者に対して負うことになる金銭的負担（違約金の支払、預り金の没収等）は全て違約金等に含めること。
6　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。